

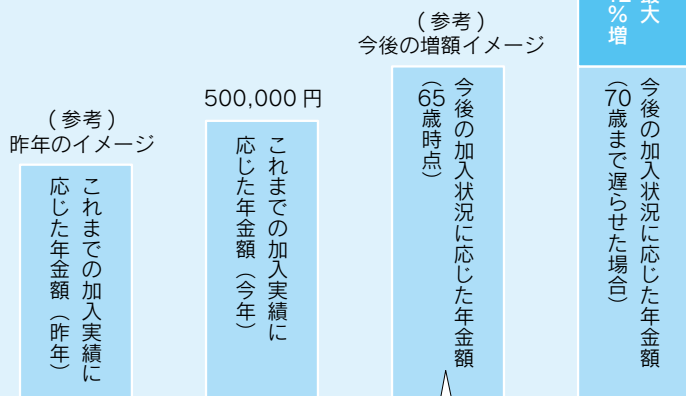
「ねんきん定期便」の様式が変更になりました

- 数字の文字サイズを大きくし、見やすくなりました。
- 65歳から年金を受給せず、年金の受給を遅らせる（年金の繰下げをする）場合に、遅らせた期間に応じて年金額が増額するイメージ図が追加になりました。

50歳未満の方のイメージ図

年金額のイメージ

年金の受給を遅らせた場合、65歳から受給する場合と比較して1月あたり0.7%ずつ増額し、70歳まで遅らせた場合、42%増額します。ただし、65歳以降に在職している期間がある場合、その間の在職支給停止に相当する分は、増額の対象とはなりません。



50歳以上の方のイメージ図

年金額のイメージ

700,000円

老齢年金の見込額 (65歳時点)

老齢年金の見込額 (70歳まで遅らせた場合)

42% 最大増

昭和36年4月2日以降生まれの方（退職時または60歳到達時の階級が司令以下で消防職員として20年以上の在職期間がある場合は昭和42年4月2日以降生まれの方）は65歳から老齢年金が支給されます。

それ以前に生まれた方は、65歳前から老齢年金が支給されますが、受給を遅らせることができるのは、65歳から支給される年金です。（65歳前の年金の受給を遅らせることはできません）

上記記事に関する
お問い合わせは

年金課

☎028-615-7817